

# 平成30年度 署・建災防合同

## 建設現場パトロールを実施

名護労働基準監督署では、平成30年7月4日に、平成30年度における「署・建災防合同建設現場パトロール」を建設業労働災害防止協会沖縄県支部北部分会とともに実施しました。

これは、全国安全週間期間中の取り組みとして、署と建災防が連携して、建設工事現場に対するパトロールを実施し、管内建設業者の安全衛生意識の高揚と自主的安全衛生管理活動の推進を図ることを目的として毎年実施しているものです。

パトロールに先立って名護労働基準監督署にて行われた出発式では、建災防北部分会長及び名護労働基準監督署長の挨拶、対象現場の確認をした後、名護地方合同庁舎玄関前において、安全旗及び今年度の全国安全週間スローガンに向かって参加者全員による指差唱和を実施しました。



- 署・建災防合同パトロール出発式の様子 -

出発式後、署の職員及び建災防北部分会の安全指導員が、それぞれ1班（主として名護市（中心部）の建設現場を対象。以下同じ。）、2班（名護市（南部（数久田、世富慶、幸喜等）））、3班（本部町、今帰仁村）に分かれ、管内の建設現場計21現場に対してパトロールを実施しました。

パトロール実施後、再び名護労働基準監督署に集合し、各班毎にパトロール実施状況と改善指摘事項の確認を行いました。

各班の安全指導員からは、

- ・ 適切な作業床の設置等墜落防止措置の徹底
- ・ 足場からの物体の落下防止措置の徹底
- ・ 適切な安全教育の実施の徹底
- ・ 通路における適切な昇降設備の設置及び固定等の徹底
- ・ 作業床の端や開口部からの墜落防止措置の徹底
- ・ 重機の特定自主検査の実施の有無の確認の徹底
- ・ 元請事業場による確実な現場の巡視及び管理の徹底

- ・ 資材搬入専門業者の安全な搬入作業の徹底等の指摘がなされ、それぞれの現場責任者に対して改善を求めました。
- 最後に、名護労働基準監督署長が講評を行い、平成29年9月以降4件の死亡災害が発生するなど、名護署管内の災害発生状況は非常事態ともいうべき状況となっており、今後とも署と建災防が連携して労働災害防止対策を講じていくことが重要となっていくこと、を確認しました。



- 参加者全員による、平成30年度全国安全週間スローガンの指差唱和 -